【回答要旨(自治労建設支部)】

2018.3.7

１　良き労使関係を尊重する立場から、勤務条件並びにこれらの制度に関する問題に関しては、今後とも必要の都度協議しながら、誠意をもって対処してまいります。

２

①　今後とも、休暇取得の促進、時間外勤務の縮減に努めてまいります。

②　勤務時間の問題は、勤務条件の基本に関わる制度上の問題ですが、ご要求の趣旨については、担当部局に伝えてまいります。

③　年次休暇、夏期休暇の取得については、その趣旨の啓発に努めているところであり、今後とも、その周知・徹底に努めてまいります。夏期休暇等の日数については、制度上の問題ですが、ご要求の趣旨については、担当部局に伝えてまいります。

④　時間外勤務については、その縮減方策として、平成17年度から、年間360時間を超える時間外勤務命令が原則禁止となるなど、従前からの取り組みに加え、組織マネジメントによる時間外勤務縮減の実行管理を徹底することとしております。また、平成29年度は平成28年度に引き続き部独自の時間外縮減策を講じるなど、時間外勤務の縮減に努めているところです。

今後ともあらゆる機会をとらえ、所属への一層の徹底を図っていくとともに、より実効性が確保されるよう努めてまいります。併せて、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する事務取扱要領(平成16年4月)」の周知・徹底に努めてまいります。

⑤　今後とも、休日勤務は必要最小限とするよう努めてまいります。

３

①　ＶＤＴ作業に関する職場環境等の問題については、平成14年12月に改正された「ＶＤＴ作業のための労働衛生管理基準」の趣旨を各所属に周知・徹底するとともに、ＶＤＴ作業における作業環境管理、作業管理、健康診断等について、安全衛生管理体制のより一層の整備を行うため、同基準を有効に活用してまいります。

②　ＶＤＴ作業従事者に対する特別健康診断については、平成14年12月に改正された「ＶＤＴ作業のための労働衛生管理基準」により実施されていますが、ご要求の趣旨については、担当部局に伝えてまいります。

③　休憩時間の取得については、その徹底を図ってまいります。また、休養室、男子更衣室など、執務スペース拡大等の改善要求については、今後とも引続き担当部局に伝えてまいります。

④　平成25年度から部独自の取組みとして、管理監督者等を対象としてメンタルヘルス及びハラスメントの研修を実施したところです。部としても、安全衛生委員会の開催など職員の安全及び健康の確保に向け取り組んでまいります。

⑤　出張の日程については、業務内容を考慮して、合理的に命令しているところです。

４

①　カードリーダーによる退勤時刻と時間外勤務終了時刻の差につきましては、担当部局と協議してまいります。また部としても、職員の健康管理の観点も含め、最終退庁簿を確認するなどし、退勤管理の適正化に努めてまいります。

②　必要な備品・物品については、その必要性を訴え、所要の予算が確保されるよう努めてまいります。

③　事務所ごとに設置している安全工事施工推進協議会（発注者と受注者で構成）で、安全パトロール（数回／年間）を実施するとともに、年１～２回は労働基準監督署との合同パトロールや安全講習会により、発注工事の安全対策強化に努めています。さらに、大阪労働局の協力を得て、工事施工担当者や監督職員等に対し安全管理研修の実施や、安全点検チェックリストによる請負者への指導を強化するとともに、工事事故カルテにより部内で発生した事故事例の見える化を行うなど、工事安全対策に対する意識向上を図ることで建設労働災害の防止に取り組んでいます。

④　大規模災害時における都市整備部の備蓄物資について、大阪府庁業務継続計画に基づき、本庁に加え出先事務所においても、平成30年度から発災当初の３日分に対応した食料備蓄が整備されることを関係部局に確認しております。

⑤　水防指令が深夜に発令された場合に必要な体制整備を図るため、必要な参集手段の確保に引続き努めてまいります。

⑥　休息時間については、平成20年8月から国の指導等を踏まえ廃止されたところです。ご要求の趣旨については、関係部局に伝えてまいります。

５

①②　ご要求の趣旨については、担当部局に伝えてまいります。

③④　特殊勤務手当については、「大阪維新プログラム（案）」に基づく人事制度改革の一環として府民の理解を得られるものとなるよう平成21年度見直しを行ったところです。ご要求の趣旨については、今後とも機会あるごとに担当部局に伝えてまいります。

６　住所要件等を勘案し、適材適所に努めているところです。

７　職員の労働条件に変更が生じる場合は、誠意をもって対処してまいります。

８

　①　用地事務等における個人番号の収集については、現場の意見をお聞きし、平成27年12月に事務手続き方法を定めたところです。今後とも、職員に過度な負担が生じないよう、適切な事務処理につとめてまいります。

　②

㋐㋑　ご要求の趣旨については、担当部局に伝えてまいります。

９　分会、班の要求については、誠意をもって対処してまいります。